

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 規則
- 福島県職員の仕事手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則
- 福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例施行規則
- 福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県職業訓練指導員修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則
- 福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

## 規 則

福島県職員の仕事手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県鳥獣の保

護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則、福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則、福島県指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県へき地医療等医師確保研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例施行規則、福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則、福島県職業訓練指導員修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則及び福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第二十三号

#### 福島県職員の仕事手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職員の仕事手当に関する条例施行規則（昭和二十八年福島県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

- 第六条に次の二項を加える。
  - 第六條に次の二項を加える。
- 6 受給資格者が受給資格証の交付を受けた後に氏名又は住所若しくは居所を変更した場合は、当該受給資格者は、速やかに受給資格者氏名・住所等変更届（第五号様式の二）に氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添付して、これを支給義務者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添付しないことができる。
- 7 支給義務者は、前項の受給資格者氏名・住所等変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記入した上、これを当該提出をした受給資格者に返付しなければならない。
- 第八条第五項第二号中「就業促進着手当（）」の下に「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第八十三条の四に規定する就業促進着手当（以下「就業促進着手当」という。）を除く。」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
  - 三 就業促進着手当に相当する退職手当 就業促進着手当に相当する退職手当支給申請書（第十号様式の四）
- 第八条第六項中「同項第三号」を「同項第四号」に、「就職する」を「就職する」に改め、「一月以内」の下に「同項第三号の就業促進着手当に相当する退職手当支給申請書の提出は同一事業主の雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業所に雇用され、その職業に就いた日から起算して六月目に当たる日の翌日から起算して二月以内に」を加え、同条第八項中「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第十五条第一項中「知事」を「支給義務者」に改め、同条第四項及び第五項中「知事」を「支給義務者」に、「うえ」を「上」に改める。  
 第十六条第二項中「知事」を「支給義務者」に、「管轄公共職業安定所」を「安定所」に改め、同条第三項中「知事」を「支給義務者」に改める。  
 第二十条第六項中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改め、同条第七項中「附則第二十五条」を「附則第十一条」に改める。  
 第二十五条第一項第一号イ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第四号様式中

退職年月日	年 月 日	待 期 日 数	
-------	-------	---------	--

退職事由	
退職年月日	年 月 日
待 期 日 数	

支給期日	給付日数	所 定 給
1 日	28日分	

付 日 数	給付延長日数	日	給付日数延長事由

受給期間延長日数	日	受給期間延長事由

に改め、同様式注意事項4中「(居所)」を「若しくは居所」

に、「届書」を「」、「支給資格者氏名・住所等変更届に氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及びこの証を添付の上、」に改め、第五号様式次に次の一様式を加える。

## 第 5 号 様 式 の 2 ( 第 6 条 関 係 )

## 受給資格者氏名・住所等変更届

		受給資格証番号	
受給資格 を有する 者	氏 名	生 年 月 日	年 月 日
	住 所 又 は 居 所		
変 更 事 項	(ふりがな) 新 氏 名		
	(ふりがな) 旧 氏 名		
	新 住 所 又 是 新 居 所		
	旧 住 所 又 是 旧 居 所		
	変 更 年 月 日	年 月 日	
<p>上記のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>福島県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">福島県教育委員会又は 福島県警察本部長</span></p> <p style="text-align: right;">受給資格者氏名 <span style="float: right;">㊞</span></p>			

## 注 意 事 項

- 1 氏名又は住所若しくは居所（以下「住所等」という。）を変更したときは、その変更のあつた日から10日以内にこの届書を提出すること。
- 2 この届書には、氏名又は住所等の変更の事実を証明することができる官公署が発行した住民票の写し等の書類を添付すること。
- 3 氏名又は住所等のうち、一方の変更のみの場合には、表題の一方を○で囲み、変更事項欄については該当する欄のみを記載すること。

第九号様式を次のように改める。

## 第 9 号 様 式 （ 第 8 条 関 係 ）

## 公 共 職 業 訓 練 等 受 講 証 明 書

受給資格証番号																																									
待期満了年月日		年 月 日																																							
受給期間		年 月 日から 年 月 日まで																																							
認定日数	日	受講日数	日	通所日数	日																																				
特定職種受講日数	日		寄宿日数	日																																					
内職（労働日数）	日		内職（収入額）	円																																					
就業手当支給日数	日		早期就業支度金支給日数	日																																					
(7) 受講者氏名			(4) 証明対象期間	年 月																																					
(ウ) 訓練受講職種																																									
(イ) 右のカレンダーに該当する印を付けること。																																									
A 公共職業訓練等が行われなかつた日（日曜日・祝日等） = 印																																									
B 公共職業訓練を受けなかつた日のうち																																									
a 疾病又は負傷による場合 ○ 印																																									
b a以外でやむを得ない理由がある場合 △ 印																																									
c やむを得ない理由がない場合 × 印																																									
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td> </tr> <tr> <td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td> </tr> <tr> <td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td> </tr> <tr> <td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td> </tr> <tr> <td>29</td><td>30</td><td>31</td><td colspan="4"></td> </tr> </table>							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
1	2	3	4	5	6	7																																			
8	9	10	11	12	13	14																																			
15	16	17	18	19	20	21																																			
22	23	24	25	26	27	28																																			
29	30	31																																							
(オ) 特記事項																																									
上記の記載事実には誤りのないことを証明します。																																									
年 月 日																																									
(公共職業訓練等の施設の長の職 氏名) ㊞																																									
(カ) (4)の期間中の就職、就労、内職又は手伝いの有無	a 有 b 無																																								
(キ) (4)の期間中の内職又は手伝いによる収入の有無	a 有 b 無																																								
(ク) 寄宿の有無	有 ( ) ・ 無																																								
上記のとおり申告します。																																									
年 月 日																																									
福島県知事 [福島県教育委員会又は 福島県警察本部長]																																									
受給資格者（受講者）氏名 ㊞																																									
備考																																									

## 注意事項

- 1 公共職業訓練等を受けなかつた日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を(カ)の欄に記載すること。
- 2 この証明書は、給付申請書の添付書類として、受給資格証と併せて提出すること。
- 3 申告は正しくすること。申告しなければならない事項を申告しなかつた場合又は偽りの記入をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 4 (カ)の欄及び(キ)の欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、(カ)の欄又は(キ)の欄のaに該当する者は、その内容を失業証明書発行依頼の際に公共職業安定所長に申告するとともに備考欄に記載すること。
- 5 (カ)の欄及び(キ)の欄の「(イ)の期間」は、公共職業訓練等の受講を開始する前及び終了した後の期間を除くものであること。
- 6 (カ)の欄の「就職」及び「就労」とは、事業主に雇用され、自営業を営み、会社の役員若しくは嘱託となつた場合等職業として認められるものに就いたこと、日雇労働者として臨時に労働したこと又は原則として1日の労働時間が4時間以上である自営業を開始するための準備、ボランティア活動等をしたこと(4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合又は自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は、「就職」及び「就労」となること。)をいう。なお、賃金等の報酬がない場合であつても、「就職」及び「就労」となること。
- 7 (カ)の欄及び(キ)の欄の「内職」及び「手伝い」とは、いかなる仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、ボランティア活動等の他人の仕事の手助けをした場合等あなたが労働した場合で、(カ)の欄の「就職」及び「就労」とはいえない程度のものであることをいう。なお、収入を得ていない場合であつても「内職」及び「手伝い」となること。
- 8 (ク)の欄は、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」に該当する者が、別居して寄宿していない日がある場合は、その日及び理由を括弧内に記入すること。

第十号様式の三中

(キ) 賃 金 月 額	万 千 円	(ク) 雇 用 期 間
-------------	-------	-------------

a 定めなし  
b 定めあり

年 月 日 まで  
( 年 月 日 )

(キ) 賃 金 月 額

万 千 円	(ク) 雇 用 期 間	a 定めなし b 定めあり	年 月 日 まで
			( 年 月 日 )
			契約更新条項 (ア) 有 無
			1年を超えて雇用する見込み (イ) 有 無

「、常用就職支度金に相当する退職手当」を雇の「回覧を注意事項  
で

4中「記載する」の次に「とともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲む」を加え、回覧の次に次の様式を加える。

第 1 0 号 様 式 の 4 ( 第 8 条 関 係 )

就 業 促 進 定 着 手 当 に 相 当 す る 退 職 手 当 支 給 申 請 書

(7) 受給資格者	氏 名		受給資格 証 番 号		
	住所又は 居 所	電 話 番 号 ( )			
(1) 就 職 先 の 事 業 所	名 称				
	所 在 地	電 話 番 号 ( )			
(ウ) 1 週 間 の 所 定 労 働 時 間	時 間 分	(イ) 休職申込み時 等に明示した 賃金月額	万 千 円		
(オ) 雇用期間中の賃金支払状況					
A 賃 金 支 払 対 象 期 間	B A の 基 礎 日 数	C 賃 金 額			D 備 考
		a	b	計	
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
就 職 年 月 日 ~ 月 日					
(カ) 上記の記載事実 zu 誤りのないことを証明します。 年 月 日  事業主氏名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者名)					
上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 福島県知事 [福島県教育委員会又は 福島県警察本部長]  受給資格者氏名 ㊟					
備 考					



## 注 意 事 項

- 1 この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6月に至った日の翌日から起算して2月以内に、支給義務者に提出すること。なお、当該期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り、受理されないこと。
- 2 この申請書には、受給資格証を添付すること。
- 3 申請は正しくすること。偽りの記入をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 4 申請書の記載について
  - (1) 受給資格者は、(7)の欄及び申請の欄を記入すること。
  - (2) 受給資格者を雇用した事業主は、(1)から(カ)までの欄をそれぞれ記入すること。
  - (3) (ウ)の欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6月に至った時点における1週間の所定労働時間を記入すること。
  - (4) (イ)の欄は、事業主が求人者の申込み、募集等を行う際、受給資格者に対して明示した賃金月額を記入すること。
  - (5) (オ)の欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が1月中に2回以上ある者については月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については月の末日をいう。以下同じ。）まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記入すること。
  - (6) 事業主は、(カ)の欄の証明を行うこと。
- 5 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。

「第十一号様式」中		「(イ) 賃金月額」		「(ロ) 雇用期間」	
定めなし	年月日まで	万円	千円	年 月 日	年 月 日
定めあり	年月日まで	万円	千円	年 月 日	年 月 日

万円	千円	雇用期間	年 月 日
		a 定めなし	年 月 日
		b 定めあり	年 月 日
		契約更新条項	(ア) 有 (イ) 無
		1年を超えて雇用する見込み	(ア) 有 (イ) 無

「記載する」の次に「とともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲む」や加える。

1 公 共 職 業 訓 練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法第23条第1項第4号の講習	4 障害者の雇用の促進等に関する法律第5条の適応訓練	5 の 律 面
---------------	--------------------------	---------------------------------------	----------------------------	---------

高年齢者等の雇用安定等に関する法第15条第1項の計に準拠した同項第号に掲げる訓練	6 沖縄振興開発特別措置法第44条第1項第4号の講習	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 の
--	----------------------------	----------	--------------------------	-----

障害者の雇用促進等に関する法律第13条第3号の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項の計に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 沖縄振興特別措置法第81条に基づき職業訓練
-----------------------------	---	-------------------------

**附 則**

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十五条第一項第一号イの改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の相当の規定に基づいて提出された申請書等とは、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の相当の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 改正前の規則第六条第二項、第九条の三及び第十二条において準用する第六条第二項の規定により交付されている受給資格証は、改正後の規則第六条第二項、第九条の三及び第十二条において準用する第六条第二項の規定により交付された受給資格証とみなす。

**福島県規則第二十四号**

**福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年福島県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

**福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則**

第一条中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」とし、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」とし、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」とし、「福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例」を「福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例」に改める。

第二条第一項中「ときは」を「ときは」に、「する特定鳥獣保護管理計画」を「する第一種特定鳥獣保護管理計画」に、「特定鳥獣保護管理計画」を「第一種特定鳥獣保護管理計画」に改め、「案を」の下に、「法第七条の二第三項において準用する法第七条第五項の規定により利害関係人の意見を聴こうとするときは法第七条の二第三項の規定により定めようとする第二種特定鳥獣管理計画（同項の規定により変更しようとする第二種特定鳥獣管理計画を含む。以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。）の案を」を加え、「特定鳥獣保護管理計画の」を「第一種特定鳥獣保護管理計画又は第二種特定鳥獣管理計画」に改める。

（職員業務課福利厚生室）

計画（以下これらを「特定鳥獣保護管理計画」という。）の」に改める。  
 第二号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。  
 第三号様式及び第三号様式中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。
- 2 改正前の福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則第一号様式、第二号様式及び第三号様式は、改正後の福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則第一号様式、第二号様式及び第三号様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則に定める第一号様式、第二号様式及び第三号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（自然保護課）

**福島県規則第二十五号**

**福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年福島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

- 第十四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
- 3 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

**附 則**

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。  
 （高齢福祉課）

**福島県規則第二十六号**

**福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年福島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

- 4 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、

サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すことに一人以上とすることができる。  
 第十七条第一項第三号中「条例第一百一条第三項に規定する利用者をいう。以下この条において同じ。」を「当該指定通所介護事業者が法第十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は当該第一号通所事業の利用者」に改める。

第二十四条第一項第三号中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「法第十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）の事業」に、「基準該当介護予防通所介護の利用者」を「当該第一号通所事業の利用者」に改める。

第四十二条中「六・四平方メートル」を「六・四平方メートル以上」に改める。  
 第四十八条第二項第二号ア中「利用者及びび」を「利用者の数及びび」に、「うち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すことに一並びに介護予防サービス利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十」を「数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）附則第十一条又は附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第十七条第一項第三号及び第二十四条第一項第三号の規定は、なおその効力

を有する。

(高齢福祉課介護保険室)

### 福島県規則第二十七号

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年福島県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 介護予防訪問介護(第三条―第六条)」を「第二章 削除」に、「第七条」を「第六条」に、「第七章 介護予防通所介護(第十七条―第二十三条)」を「第七章 削除」に改める。

第二章を次のように改める。

#### 第二章 削除

第三条から第五条まで 削除

第六条を削る。

第三章中第七条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(電磁的方法)

第七条 条例第五十条の二第二項の規則で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

一 電子情報処理組織(指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうちア又はイに掲げる方法

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第五十条の二第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第五十条の二第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

二 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

2 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

第九条を次のように改める。

### 第九条 削除

第十一条中「第四条及び」を「第七条及び」に、「第四条第一項」を「第七条第一項」に、「第八条第二項」を「第五十条の二第二項」に、「第八条第一項」を「第五十条の二第二項」に改める。

第十三条、第十四条及び第十六条中「第四条」を「第七条」に、「第八条第二項」を「第五十条の二第二項」に、「第八条第一項」を「第五十条の二第二項」に改める。

#### 第七章 削除

第十七条から第二十三条まで 削除

第二十五条の次に次の一条を加える。

(費用)

第二十五条の二 条例第百十八条の二第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 食事の提供に要する費用

三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

2 前項第二号に掲げる費用については、基準省令第百十八条の二第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

第二十六条中「第四条及び第十九条」を「第七条及び第二十五条の二」に、「第四条第一項」を「第七条第一項」に、「第八条第二項」を「第五十条の二第二項」に、「第八条第三項」を「第百十八条の二第三項」に改める。

第二十八条第一項第二号ア及びイ中「第百四条」を「第百二十条の四」に改める。

第三十条中「第四条」を「第七条」に、「第八条第二項」を「第五十条の二第二項」に、「第八条第一項」を「第五十条の二第一項」に改める。

第三十一条第一項第二号ア及びイ中「第百四条」を「第百二十条の四」に改める。

第三十四条中「第四条」を「第七条」に、「第八条第二項」を「第五十条の二第二項」に、「第八条第一項」を「第五十条の二第一項」に改める。

第三十七条中「第四条及び第二十九」を「第七条及び第二十九条」に、「第四条第一項」を「第七条第一項」に、「第八条第二項」を「第五十条の二第二項」に、「第八条第一項」を「第五十条の二第一項」に改める。

第四十一条及び第四十四条中「第四条」を「第七条」に、「第八条第二項」を「第五十条の二第二項」に、「第八十条の二第二項」に、「第八十条第一項」を「第五十条の二第一項」に改める。

第四十五条第一項第二号ア中「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査

及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すごとに一及び利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者」を削り、同条第二項第二号ア中「利用者のうち認定省令第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者及び居宅サービス利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上並びに利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十」を「居宅サービス利用者の数及び利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が三」に改める。

第四十八条中「第四条」を「第七条」に、「第八条第二項」を「第五十条の二第二項」に、「第八条第一項」を「第五十条の二第一項」に改める。

第五十一条中「第四条及び」を「第七条及び」に、「第四条第一項」を「第七条第一項」に、「第八条第二項」を「第五十条の二第二項」に、「第八条第一項」を「第五十条の二第一項」に改める。

第五十四条中「第四条」を「第七条」に、「第八条第二項」を「第五十条の二第二項」に、「第八条第一項」を「第五十条の二第一項」に改める。

第五十六条中「第四条及び」を「第七条及び」に、「第四条第一項」を「第七条第一項」に、「第八条第二項」を「第五十条の二第二項」に、「第八条第一項」を「第五十条の二第一項」に改める。

第五十九条中「第四条」を「第七条」に、「第八条第二項」を「第五十条の二第二項」に、「第八条第一項」を「第五十条の二第一項」に改める。

**附 則**

**（施行期日）**

第一条 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

**（介護予防訪問介護に関する経過措置）**

第二条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）附則第十一条又は附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（以下「旧規則」という。）第二章の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規則第三条第二項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第一百五十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町

村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。

**（介護予防通所介護に関する経過措置）**

第三条 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧規則第四条（第二十条及び第二十三条において準用する場合に限る。）及び第十七条から第二十三条までの規定は、なおその効力を有する。

（高齢福祉課介護保険室）

**福島県規則第二十八号**

**福島県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則**

福島県歯科技工士法施行細則（昭和三十一年福島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を削り、同条第二号中「様式第二号」を「様式第一号」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「様式第三号」を「様式第二号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「様式第四号」を「様式第三号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「様式第五号」を「様式第四号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「様式第六号」を「様式第五号」に改め、同号を同条第五号とする。

**様式第一号を削る。**

様式第二号中「」を「」に改め、同様式を様式第一号とする。  
 様式第三号中「」を「」に改め、同様式を様式第二号とする。  
 様式第四号中「」を「」に改め、同様式を様式第三号とする。  
 様式第五号中「」を「」に改め、同様式を様式第四号とする。  
 様式第六号中「」を「」に改め、同様式を様式第五号とする。

**附 則**

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。  
 2 改正前の福島県歯科技工士法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第二条第二号の規定により交付されている合格証明書は、改正後の福島県歯科技工士法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第二条第一号の規定により交付された合格証明書とみなす。  
 3 この規則の施行の際現に改正前の規則のそれぞれの規定に基づき提出されている届出書等は、改正後の規則の相当の規定に基づいて提出された届出書等とみなす。  
 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（地域医療課）

**福島県規則第二十九号**

福島県へき地医療等医師確保研修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県へき地医療等医師確保研修学資金貸与条例施行規則（平成十六年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。  
第二条の見出しを「（対象医療機関）」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

条例第二条第一項各号列記以外の部分及び条例第六条第一項各号列記以外の部分の規則で定める機関は、次に掲げる機関とする。

- 一 公立大学法人福島県立医科大学が設置する福島県立医科大学に置かれた附属病院（産科又は周産期医療（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第五号ニに規定する周産期医療をいう。）を提供する小児科に限る。）
- 二 その他知事が定める機関

第十二条の見出しを「（後期研修等従事届の提出）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十二条の見出しの改正規定は、公布の日から施行する。

（地域医療課）

福島県規則第三十号

福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修学資金貸与条例施行規則（平成二十一年福島県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第七条各号」を「第七条第一項各号、同条第二項」に改める。

様式第一号（裏）中

申請の理由								
-------	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--

								小児科 麻酔科
--	--	--	--	--	--	--	--	------------

他の研修資金等を受けている場合はその名称

研修を希望する診療科	産科 周産期医療 小児科 普通
申請の理由	
他の研修資金、研修資金等を受けている場合はその名称	

に改める。

様々第七号 (表) 中

- 該 事 当 項
- 1 自治体等病院の特定診療科の医師としての勤務に従職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかつた期間が「在職期間」という。)が研修資金の貸与を受け(条例第七号第一号に該当)
  - 2 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心臓を継続することができなくなつたため(条例第七号第一号に該当)
  - 3 在職期間が研修資金の貸与を受けた期間に達する前特定診療科の医師として勤務しなくなつたため(条例第九号)
  - 4 死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により金を返還することができなくなつたため(条例第九号)

- 該 事 当 項
- 1 対象医療機関の普通小児科又は麻酔科の医師と間のうち休職、停職、育児休業その他の事由による除いた期間が研修資金の貸与を受けた期間に達し(項第一号に該当)
  - 2 対象医療機関の周産期医療医師としての勤務に停職、育児休業その他の事由により勤務しなかつたため(条例第九号)
  - 3 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心臓を継続することができなくなつたため(条例第七号第一号に該当)
  - 4 在職期間が研修資金の貸与を受けた期間に達する前小児科又は麻酔科の医師として勤務しなくなつたため(条例第九号)
  - 5 在職期間が研修資金の貸与を受けた期間に達する産期医療医師として勤務しなくなつたため(条例第九号)
  - 6 死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により金を返還することができなくなつたため(条例第九号)

しでの勤務に従事した期間が勤務しなかつた期間をたため(条例第七号第一

従事した期間のうち休職、た期間を除いた期間が研修資金の貸与を受けた期間が「在職期間」という。)が研修資金の貸与を受け(条例第七号第一号に該当)

心身の故障のため業務上の事由により勤務しなかつた期間が「在職期間」という。)が研修資金の貸与を受け(条例第七号第一号に該当)

業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心臓を継続することができなくなつたため(条例第七号第一号に該当)

在職期間が研修資金の貸与を受けた期間に達する前特定診療科の医師として勤務しなくなつたため(条例第九号)

死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により金を返還することができなくなつたため(条例第九号)

「2から4」を「2から6」に改める。

様々第十二号中「小児科」を「普通小児科 ・ 周産期医療小児科」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
  - 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)様式第一号及び様式第七号による申請書は、改正後の福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例施行規則様式第一号及び様式第七号による申請書とみなす。
  - 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式第一号及び様式第七号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
- (地域医療課)

福島県規則第三十一号

福島県地域医療医師確保研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県地域医療医師確保研修資金貸与条例施行規則(平成二十二年福島県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第九号を同条第十号とし、同条第八号中「公立大学法人福島県立医科大学が設置する福島県立医科大学」を「医科大学」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

- 1 公立大学法人福島県立医科大学が設置する福島県立医科大学(以下「医科大学」という。)に置かれた附属病院(産科又は周産期医療)医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第二項第五号に規定する周産期医療をいう。)を提供する小児科に限る。
- 第一条に次の一号を加える。

十一 その他知事が定める機関

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(地域医療課)

福島県規則第三十二号

福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例施行規則

(貸与の申請手続)

第一条 福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例(平成二十七年福島県条例第四十六号。以下「条例」という。)第二条に規定する申請をしようとする者は、周産期医療医師確保修学資金貸与申請書(様式第一号)を知事に提出しなければならない。

(対象医療機関)

第二条 条例第二条の規則で定める医療機関は、次に掲げる医療機関とする。

一 公立大学法人福島県立医科大学が設置する福島県立医科大学(以下単に「医科大学」という。)に置かれた附属病院

二 その他知事が定める医療機関

2 条例第六条第一項各号列記以外の部分の規則で定める機関は、次に掲げる機関とする。

一 医科大学に置かれた附属病院

二 その他知事が定める機関

(保証人)

第三条 条例第四条第一項の保証人は、周産期医療医師確保修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与を受けようとする者が貸与を受けた福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例(平成十六年福島県条例第五十九号)第二条第一項に規定するへき地医療等医師確保修学資金、福島県緊急医師確保修学資金貸与条例(平成十九年福島県条例第七十一号)第二条に規定する福島県緊急医師確保修学資金又は福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例(平成二十二年福島県条例第十七号)第三条に規定する地域医療医師確保修学資金の保証人と同一の人物二人とする。

(選考及び決定の通知)

第四条 修学資金の貸与を受ける者の選考は、第一条の規定により提出された書類の審査及び面接により行うものとする。

2 知事は、修学資金の貸与を受ける者の選考を行ったときは、周産期医療医師確保修学資金貸与決定通知書(様式第二号)又は周産期医療医師確保修学資金貸与不承認決定通知書(様式第三号)によりその結果を申請者に通知するものとする。

3 第一項の面接は、知事がその必要がないと認める場合は、省略することができる。

(貸与契約の解除の通知)

第五条 知事は、条例第五条第一項の規定により修学資金の貸与契約(以下「契約」という。)を解除したときは、直ちに、契約の相手方にその旨を通知するものとする。

(周産期医療医師確保修学資金借用証書の提出)

第六条 修学資金の貸与を受けた者は、修学資金の貸与期間が満了したとき、又は条例第五条第一項の規定により契約を解除されたときは、直ちに、貸与を受けた修学資金の全額について周産期医療医師確保修学資金借用証書(様式第四号)を知事に提出しなければならない。

(返還債務の免除の申請手続)

第七条 条例第六条第一項又は第八条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、周産期医療医師確保修学資金返還債務免除申請書(様式第五号)に条例第六条第一項各号、第二項又は第八条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(返還方法の変更承認の申請手続)

第八条 条例第七条第一項ただし書の規定により別に期限を定めて、又は分割して返還することを希望する者は、同項各号のいずれかに該当するに至った日から起算して二十日以内に、周産期医療医師確保修学資金返還方法変更承認申請書(様式第六号)を知事に提出しなければならない。

(返還債務の履行猶予の申請手続)

第九条 条例第九条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、周産期医療医師確保修学資金返還債務履行猶予申請書(様式第七号)に同条の災害、疾病その他やむを得ない事由が存することを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(届出)

第十条 契約の相手方は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を記載した文書にこれを証する書類を添えて、直ちに、知事に届け出なければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。

二 退学したとき。

三 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

四 休学し、又は停学の処分を受けたとき。

五 復学したとき。

六 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

七 保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。

八 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第六条第二項の医師免許証の交付を受けたとき。

九 条例第六条第一項に規定する県内臨床研修に従事したとき及び当該県内臨床研修に従事しなくなったとき。

十 条例第六条第一項に規定する後期研修に従事したとき及び当該後期研修に従事しなくなったとき。

十一 条例第六条第一項に規定する県立病院その他規則で定める機関の産科又は小児科の医師としての勤務に従事したとき及び県立病院その他規則で定める機関の産科又は小児科の医師としての勤務に従事しなくなったとき。



- 2 契約の相手方は、保証人を変更しようとするときは、保証人変更承認申請書（様式第八号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 契約の相手方が死亡したときは、その者の保証人は、その旨を記載した文書にこれを証する書類を添えて、直ちに、知事に届け出なければならない。

（現況報告書の提出）

**第十一条** 契約の相手方は、所属する医学部を擁する大学を卒業した日から修学資金の返還債務の全部を免除され、又は返還債務の履行を終える日までの間、毎年四月十五日までに、同月一日現在の状況を現況報告書（様式第九号）により知事に報告しなければならない。

**附 則**

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 様式第1号（第1条関係）

（表）

## 周産期医療医師確保修学資金貸与申請書

年 月 日

福島県知事

周産期医療医師確保修学資金の貸与を受けたいので、福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申	ふりがな					生年月日	年 月 日		
	氏 名	Ⓜ				年 齢	満 歳	性別	男・女
請	現 住 所	郵便番号 ( )				電話番号 ( )			
	帰 省 先 住 所	郵便番号 ( )				電話番号 ( )			
既	に貸与を受 けている他の 修学資金	修学資金の名称							
		貸 与 額		月 額		円			
		貸 与 期 間		年 月 日 から		年 月 日 まで		円	
貸与申請額		円		貸与期間		年 月 日 から		年 月 日 まで	
大 学 名 等	名 称								
	学部・学科	学 部				学 科		学 年	年
	所 在 地	郵便番号 ( )				電話番号 ( )			
	入学年月	年 月		卒業見込年月		年 月			
家 族 の 状 況	ふりがな	続柄	年齢	職 業	勤務先	年 収 (税込み)	住 所		
	氏 名								

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

(裏)

保 証 人	ふりがな			生年月日	年 月 日		
	氏 名			年 齡	満 歳	性別	男・女
保 証 人	現 住 所	郵便番号 ( )		電話番号 ( )			
	職 業		年収 (税込み)				
	勤 務 先		申請者との関係				
	ふりがな			生年月日	年 月 日		
保 証 人	氏 名			年 齡	満 歳	性別	男・女
	現 住 所	郵便番号 ( )		電話番号 ( )			
保 証 人	職 業		年収 (税込み)				
	勤 務 先		申請者との関係				
申 請 の 理 由		----- ----- ----- -----					

上記の申請により修学資金の貸与を受けたときは、本人と連帯してその債務を履行することを保証します。

保証人 氏名

㊞

保証人 氏名

㊞

様式第2号（第4条関係）

周産期医療医師確保修学資金貸与決定通知書

年 月 日

様

福島県知事

印

年 月 日付けで申請のあった周産期医療医師確保修学資金の貸与について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定番号 年度第 号
- 2 決定金額 月額 円
- 3 貸与期間 年 月から 年 月まで
- 4 貸与条件 福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例（平成27年福島県条例第46号）及び福島県周産期医療医師確保修学資金貸与条例施行規則（平成27年福島県規則第 号）の規定を遵守すること。

様式第3号（第4条関係）

周産期医療医師確保修学資金貸与不承認決定通知書

年 月 日

様

福島県知事

印

年 月 日付けで申請のあった周産期医療医師確保修学資金の貸与については、不承認と決定したので通知します。

## 様式第4号（第6条関係）

## 周産期医療医師確保修学資金借用証書

年 月 日

福島県知事

決定番号 年度第 号

住 所  
ふ り が な  
氏 名 ㊞

周産期医療医師確保修学資金の貸与を受け、下記の金額を借用しました。

借用金額 円

上記の借用金額に関する本人の債務について、本人と連帯して履行の責めに任じます。

年 月 日

保証人 住 所  
ふ り が な  
氏 名 ㊞保証人 住 所  
ふ り が な  
氏 名 ㊞

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

様式第5号（第7条関係）

（表）

周産期医療医師確保修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

福島県知事

決定番号 年度 第 号

申請者 住 所  
氏 名 氏 名 印

被貸与者との関係

保証人 住 所  
氏 名 氏 名 印

保証人 住 所  
氏 名 氏 名 印

下記のとおり周産期医療医師確保修学資金の返還の債務の免除を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。

記

被 貸 与 者 の 氏 名	
貸 与 を 受 け た 期 間	年 月 から 年 月 まで
貸与を受けた金額(総額)	円
返還免除を希望する金額	円
該 当 事 項	<p>1 条例第6条第1項各号に規定する県内臨床研修等従事期間又は県内臨床研修等一部従事期間が、それぞれ各号に規定する期間に達したため</p> <p>2 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったため（条例第6条第2項に該当）</p> <p>3 条例第7条第1項第4号、第5号又は第6号に該当するに至ったことにより、同項の規定による返還をすることとなったため（条例第8条第1号に該当）</p> <p>4 死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったため（条例第8条第2号に該当）</p>
上記2から4までに該当する場合の具体的な状況	

備考

- 「被貸与者の氏名」の欄は、申請者が被貸与者でない場合にのみ記入すること。
- 「該当事項」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。



様式第6号（第8条関係）

周産期医療医師確保修学資金返還方法変更承認申請書

年 月 日

福島県知事

決定番号 年度 第 号

申請者	住 氏	所 が 名	㊟
保証人	住 氏	所 が 名	㊟
保証人	住 氏	所 が 名	㊟

周産期医療医師確保修学資金の返還の方法について、下記のとおり変更したいので承認願います。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。



## 様式第7号（第9条関係）

周産期医療医師確保修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

福島県知事

決定番号 年度 第 号

申請者 住 所  
氏 名 ㊟

下記により、周産期医療医師確保修学資金の返還の債務の履行を猶予してください。

記

- 1 貸与を受けた修学資金の額 円
- 2 猶予を受けようとする額 円
- 3 猶予を受けようとする期間 年 月から 年 月まで
- 4 猶予を受けようとする理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

様式第8号（第10条関係）

保証人変更承認申請書

年 月 日

福島県知事

決定番号 年度 第 号

申請者 住 所  
氏 名 氏 名 ⑩

下記により、周産期医療医師確保修学資金の貸与にかかる保証人を変更したいので承認してください。

記

新 保 証 人	ふりがな	-----		生年月日	年 月 日		
	氏 名			年 齢	満 歳	性別	男・女
	現 住 所	郵便番号 ( )		電話番号 ( )			
	職 業		年収 (税込み)				
	勤 務 先		申請者との関係				
変更しようとする理由							

旧保証人 に代わって、申請者が返還債務を履行しない場合には、その債務を履行することを保証します。

年 月 日

新保証人 住 所  
氏 名 氏 名 ⑩

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

## 様式第9号（第11条関係）

## 現況報告書

年 月 日

福島県知事

決定番号 年度 第 号

申請者 住 所  
氏 名 ㊟

年4月1日現在の状況について、下記のとおり報告します。

## 記

- 1 県内臨床研修に従事しています。
  - (1) 医療機関の名称
  - (2) 医療機関の所在地
- 2 後期研修に従事しています。
  - (1) 医療機関の名称
  - (2) 医療機関の所在地
  - (3) 研修プログラム名
- 3 医学に係る研究に従事しています。
  - (1) 研究機関の名称
  - (2) 研究機関の所在地
  - (3) 研究機関における身分
- 4 医療機関に勤務しています。
  - (1) 医療機関の名称
  - (2) 医療機関の所在地
- 5 その他

## 備考

- 1 1 から5までのうち該当する番号を○で囲み、所要事項を記入すること。
- 2 県内臨床研修、後期研修又は医学に係る研究に従事している場合にあっては、その旨を証する書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

福島県規則第三十三号

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則（平成四年福島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の1の表中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を削り、(6)を(4)とし、(7)を(5)とし、(8)を(6)とし、(9)を(7)とし、(10)を(8)とし、(11)を(9)とし、(12)を(10)とし、(13)を(11)とし、(14)を(12)とし、(12)の次に次のように加える。

(13) 6軸垂直多関節ロボット（RV-20FD）	一時間	一、一三〇円
(14) 3Dプリンターシステム（モデリングサービス）	一時間	三、五七〇円

別表第二の一の1の表に次のように加える。

(16) 3Dプリンター（インクジェット方式）造形樹脂	十グラ	五二〇円
(17) 3Dプリンター（熱溶解積層方式）造形樹脂	十グラ	一一〇円

別表第二の一の2の表中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、(10)を(9)とし、(11)を(10)とし、(12)を削り、(13)を(11)とし、(14)及び(15)を削り、(16)を(12)とし、(17)を(13)とし、(18)を(14)とし、(19)を(15)とし、(20)を(16)とし、(21)を(17)とし、(22)を(18)とし、(23)を(19)とし、(24)を(20)とし、(25)を(21)とし、(26)を(22)とし、(27)を(23)とし、(28)を(24)とし、(29)を(25)とし、(30)を(26)とし、(31)を(27)とし、(32)を(28)とし、(33)を削り、(34)を(29)とし、(35)を(30)とし、(36)を(31)とし、(37)を(32)とし、(38)を(33)とし、(39)を(34)とし、(34)の次に次のように加える。

(35) ICPエッチング用冷却・ガス切替え装置	一時間	三、一九〇円
--------------------------	-----	--------

別表第二の一の2の表中(40)を(36)とし、(41)を(37)とし、(42)を(38)とし、別表第二の一の1の表中(12)を削り、(13)を(12)とし、(14)を(13)とし、(15)を(14)とし、(16)を(15)とし、(17)を削り、(18)を(16)とし、(19)を(17)とし、(20)を(18)とし、(21)を(19)とし、(22)を(20)とし、(23)を削り、(24)を(21)とし、(25)を削り、(26)を(22)とし、(27)を(23)とし、(28)を(24)とし、(29)を(25)とし、(30)を(26)とし、(31)を(27)とし、(32)を(28)とし、(28)の次に次のように加える。

(29) 超微小物性測定システム（DUH-211S）	一時間	一、〇一〇円
----------------------------	-----	--------

別表第二の一の1の表中(33)を(30)とし、別表第二の一の2の表中(19)を(23)とし、(23)の前に

（地域医療課）

次のように加える。

(20) 走査型レーザー顕微鏡（HYBRIDL3）	一時間	三、一七〇円
(21) マルチセンサ測定機（OPTINSPECT）	一時間	二、一三〇円
(22) 非接触ひずみ測定システム（VIC-3D）	一時間	二、〇七〇円

別表第二の一の2の表中(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、(16)を削り、(15)を(17)とし、(17)の前に次のように加える。

(16) 非接触三次元デジタイザ	一時間	三、九八〇円
------------------	-----	--------

別表第二の一の2の表中(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) CNC三次元座標測定機（CRYSTAL-Ape xS776）	一時間	六、六一〇円
------------------------------------	-----	--------

別表第二の一の3の表中(10)、(11)、(12)及び(13)を削り、(14)を(10)とし、(15)を削り、(16)を(11)とし、(17)を(12)とし、(18)を(13)とし、(19)を(14)とし、(20)を(15)とし、(21)を削り、(22)を(16)とし、(23)を(17)とし、(24)を削り、(25)を(18)とし、(26)を(19)とし、(27)を削り、(28)を(20)とし、(29)を(21)とし、(30)を(22)とし、(31)を(23)とし、(32)を(24)とし、(33)を(25)とし、(34)を(26)とし、(35)を(27)とし、(36)を(28)とし、(37)を(29)とし、(38)を(30)とし、(39)を(31)とし、(40)を(32)とし、(32)の次に次のように加える。

(33) 走査型電子顕微鏡（JSM-6510LA）	一時間	五、五五〇円
---------------------------	-----	--------

別表第二の一の3の表中(41)及び(42)を削り、(43)を(34)とし、(44)、(45)及び(46)を削り、(47)を(35)とし、(48)を(36)とし、(49)を削り、(50)を(37)とし、(51)を(38)とし、(52)を(39)とし、(53)を削り、(54)を(40)とし、(40)の次に次のように加える。

(41) 高速アミノ酸分析計（L-8900）	一時間	三、〇二〇円
------------------------	-----	--------

別表第二の一の3の表中(55)及び(56)を削り、(57)を(42)とし、(58)を(43)とし、(59)を(44)とし、(60)を(45)とし、(61)を(46)とし、(62)を(47)とし、(63)を(48)とし、別表第二の一の4の表中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、別表第二の一の5の表中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を削り、(4)を(2)とし、(5)を(3)とし、(6)を(4)とし、(7)を(5)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 伝導電磁界イミュニティシミュレーター（CWS）	一時間	一、一八〇円
-----------------------------	-----	--------

500N1・4)  
 (7) 雷サージ試験機 (UCS500N7・1) 一時間 三、〇八〇円

別表第二の二の5の表中(8)、(9)、(10)及び(11)を削り、(12)を(8)とし、(13)を(9)とし、(14)を削り、(15)を(10)とし、(16)を(13)とし、(13)の前に次のように加える。

(11) パワーフェイルシミュレータ (UCS500N7・1) 一時間 二、五九〇円  
 1) パースト信号発生器 (UCS500N7・1) 一時間 二、五二〇円

別表第三の二の1の表中キを削り、クをキとし、

(1) 振動測定(単純)	一測定点	五、七一〇円
(2) 振動測定(共振点)	一方向 一試料	三九、九一〇円
(3) クリープ試験	一測定条 一件	六、七六〇円
(4) その他の試験	一試料	一〇、二九〇円

を

ク その他の試験

(1) 振動測定(単純)	一測定点	五、七一〇円
(2) 振動測定(共振点)	一方向 一試料	三九、九一〇円
(3) その他の試験	一試料	一〇、二九〇円

に改め、別表第三の二の6の表中

キ 三次元座標測定

オを削り、カをオとし、キをカとし、別表第三の四の表中

一試料測定	一、一一〇円
点五点まで	一、一一〇円
一試料測定	一六、〇五〇円
点六点から	一六、〇五〇円
一〇点まで	九三〇円
同一試料測定	九三〇円
点一点	九三〇円
目から一点	九三〇円
目から一点につき	九三〇円

を

(1) 三次元測定機による測定	一試料測定	一、一一〇円
	点五点まで	一、一一〇円
	一試料測定	一六、〇五〇円
	点六点から	一六、〇五〇円
	一〇点まで	九三〇円
	同一試料測定	九三〇円
	点一点	九三〇円
	目から一点	九三〇円
	目から一点につき	九三〇円

キ 三次元座標測定

に、  
 (4) 万能投影

(2) マルチセンサ測定機による測定

一 試料測定  
点一〇点まで  
同一試料測定点一〇点  
目から一〇  
ごと

七、七〇〇円  
四、〇四〇円

機による測定 一 形状 六、一八〇円

(5) (4) 万能投影機による測定  
マルチセンサ測定機による測定

形状 六、一八〇円  
六、八五〇円

に改め、別表第三の五の3の表中ウを削り、エをウとし、

オを削り、カをエとし、キをオとし、別表第三の五の5の表中イを削り、ウをイとし、エをウとし、別表第三の五の6の表中ウを削り、別表第三の五の7の表ア中(5)を削り、(6)を(5)とし、別表第三の八の表キ中(2)、(3)、(4)及び(5)を削り、(6)を(2)とし、(7)を(3)とする。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県ハイテクプラザ条例施行規則別表第二及び別表第三の規定は、この規則の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(産業創出課)

福島県規則第三十四号

福島県職業訓練指導員修学資金貸与条例施行規則を廃止する規則

福島県職業訓練指導員修学資金貸与条例施行規則(昭和四十三年福島県規則第七十四号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

福島県規則第三十五号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

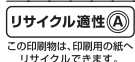
別表第二の一の表福島県営六軒団地の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

(産業人材育成課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷